

現 行	ページ	修 正 案	
<p>第5 浸水想定区域のある市における措置</p> <p>1 市地域防災計画に定める事項 (略) (1)～(3) (略) (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地(ただし、イの施設については所有者又は管理者から申出があった場合に限る。) ア・イ (略) <u>(追加)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 ハザードマップ(防災マップ)の配布 <u>(追記)</u> (略)</p> <p>3・4 (略) <u>(第10節第29より転記)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第6 (略) 第7 (略)</p>	16	<p>第5 浸水想定区域のある市における措置</p> <p>1 市地域防災計画に定める事項 (略) (1)～(3) (略) (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地(ただし、イの施設については所有者又は管理者から申出があった場合に限る。) ア・イ (略) <u>ウ 地下街等として市地域防災計画で定められた施設で、利用者が洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水、内水、高潮の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 ハザードマップ(防災マップ)の配布等 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>第6 大規模工場等の所有者又は管理者における措置</u> <u>浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>1 計画の策定</u> <u>大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</u></p> <p><u>2 訓練の実施</u> <u>大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止のための訓練の実施</u></p> <p><u>3 自衛水防組織の設置</u> <u>大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市町村への報告</u></p> <p><u>第7 地下街等の所有者又は管理者における措置(市担当部：まちづくり部)</u> <u>当市の地下街等は、以下の施設と定める。</u> <u>○一宮駅東地下駐車場・一宮市銀座通公共駐車場(所在地：一宮市栄2丁目・3丁目)</u> <u>水防法では、地下街等の所有者又は管理者に対し、避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画(避難確保・浸水防止計画)の作成等を義務付けており、作成した計画に基づき、浸水によって避難困難になる前に利用者が避難完了できるよう、必要に応じて浸水防止用設備を整備し、浸水を防止又は越水して浸水するまでの時間を遅延させる等の措置を図る。</u></p> <p>第8 (略) 第9 (略)</p>	<p>地下街等の記載に伴うまちづくり部からの修正</p> <p>表記の整理</p> <p>記載箇所の見直しに伴う修正</p> <p>地下街等の記載に伴うまちづくり部からの修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>第4 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 罹災証明書及び被災証明書の発行体制の整備 (略)</p> <p><u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p> <p>3～6 (略)</p>	28	<p>第4 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 罹災証明書及び被災証明書の発行体制の整備 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3～6 (略)</p>	表記の整理
<p>第5 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p> <p><u>また、市及び県は被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u> <u>(追加)</u></p>	29	<p>第5 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p><u>(削除)</u> 市及び県は被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。 <u>また、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p>	防災基本計画の修正 を踏まえた修正
<p>第6 救助・救急等に係る施設・設備等</p> <p>人命救助にかかる救急車、救命ボート等の救助機器、担架、救命胴衣等の救出救助用資機材について、有事の際にその機能が有効に運用できるよう整備点検する。 <u>(追加)</u></p> <p>また、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p>	30	<p>第6 救助・救急等に係る施設・設備等</p> <p>人命救助にかかる救急車、救命ボート等の救助機器、担架、救命胴衣等の救出救助用資機材について、有事の際にその機能が有効に運用できるよう整備点検する。 <u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p> <p>また、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。</p>	防災基本計画の修正 を踏まえた修正
<p>第7 避難所等 (略)</p> <p>1 避難所 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 指定避難所 (略)</p> <p>なお、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>(追記)</u> 備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p>	31	<p>第7 避難所等 (略)</p> <p>1 避難所 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 指定避難所 (略)</p> <p>なお、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u></p>	防災基本計画の修正 を踏まえた修正

現 行	ページ	修 正 案							
<p>(4) 避難所における必要面積の確保 市は、<u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースの確保にも努める。</u></p> <table border="1" data-bbox="114 300 826 426"> <tr> <td>発災直後の一時避難段階 座った状態程度の占有面積</td> <td>1㎡/人</td> </tr> <tr> <td>緊急対応初期の段階 就寝可能な占有面積</td> <td>2㎡/人</td> </tr> <tr> <td>避難所生活が長期化 荷物置場を含めた占有面積</td> <td>3㎡/人</td> </tr> </table> <p><u>※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、收容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 避難所が備えるべき設備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>(追記)</u>テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーテーション<u>(追記)</u>等の整備を図るとともに、マスク及び消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。(略)</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>(追記)</u>ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード、Wi-Fi等</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(9) 避難所の運営体制の整備 ア～エ (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>オ</u> 感染症対策について、<u>感染症患者が発生した場合の対応を含め、</u>平常時から防災対応部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p><u>カ</u> (略)</p>	発災直後の一時避難段階 座った状態程度の占有面積	1㎡/人	緊急対応初期の段階 就寝可能な占有面積	2㎡/人	避難所生活が長期化 荷物置場を含めた占有面積	3㎡/人	<p>32</p> <p>32</p> <p>32</p> <p>32</p> <p>33</p>	<p>(4) 避難所における必要面積の確保 市は、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u> <u>(表削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 避難所が備えるべき設備 避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、防災井戸、</u>テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーテーション<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク及び消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。(略)</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器、</u>ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード、Wi-Fi等</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(9) 避難所の運営体制の整備 ア～エ (略) <u>オ</u> 市は、<u>避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、受入体制を住民へ周知徹底する。</u></p> <p><u>カ</u> 感染症対策について、<u>(削除)</u>平常時から防災対応部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p><u>キ</u> (略)</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
発災直後の一時避難段階 座った状態程度の占有面積	1㎡/人								
緊急対応初期の段階 就寝可能な占有面積	2㎡/人								
避難所生活が長期化 荷物置場を含めた占有面積	3㎡/人								

現 行	ページ	修 正 案	
<p><u>(追加)</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>第8 食糧及び生活必需品等の確保 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水(ペットボトル等)、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 (略)</p> <p>第14 交通事業関係 1 道路防災対策 <u>(追記)</u> (略) <u>(追記)</u></p>	<p>35</p> <p>42</p>	<p><u>(10) 避難者等の情報把握</u> 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p><u>(11) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u> ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p>第8 食糧及び生活必需品等の確保 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水(ペットボトル等)、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 (略)</p> <p>第14 交通事業関係 1 道路防災対策 <u>(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化</u> (略) <u>(2) アンダーパス部等の道路の冠水防止</u> アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
第10節 要配慮者の安全確保対策		第10節 要配慮者の安全確保対策	
<p>第1 基本方針 (略) なお、市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、<u>民生委員、児童委員</u>、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、(略) (略) <u>※「民生委員、児童委員」</u> 記載ページ P.49、P.51、P.110、P.122、P.129</p> <p>第2 実施内容 1～6 (略) 7 災害ケースマネジメント 市及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 8 (略) <u>9 大規模工場等の所有者又は管理者における措置</u> (略) <u>1.0 災害救助法の適用</u> 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、<u>避難所の供与等の事務については</u>、当該市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム(DCAT)(<u>追記</u>)の編成・派遣については、県が実施する。 (略)</p>	<p>49</p> <p>54</p> <p>55</p>	<p>第1 基本方針 (略) なお、市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、<u>民生(削除)児童委員</u>、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、(略) (略) <u>※「民生(削除)児童委員」</u> 記載ページ P.49、P.51、P.110、P.122、P.129</p> <p>第2 実施内容 1～6 (略) 7 災害ケースマネジメント 市及び県は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 8 (略) <u>(第2節第6へ移行)</u> <u>9 災害救助法の適用</u> 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、<u>(削除)当該市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム(DWAT)や災害支援ナース</u>の編成・派遣については、県が実施する。 (略)</p>	<p>福祉部からの修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>記載箇所見直しに伴う修正</p> <p>表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
第11節 帰宅困難者支援体制の整備		第11節 帰宅困難者支援体制の整備	
<p>第3 対策 1・2 (略) <u>(追加)</u> <u>3 徒歩帰宅困難者への情報提供</u> 市(<u>追記</u>)は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p>	<p>56</p>	<p>第3 対策 1・2 (略) <u>3 徒歩帰宅者支援の環境整備</u> 県は、大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、民間事業者等との協定に基づく「<u>徒歩帰宅支援ステーション</u>」を設置する。 <u>4 徒歩帰宅困難者への情報提供</u> 市及び県は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。</p>	<p>定義を明確化するための修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
第12節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u> ・ボランティアとの連携		第12節 <u>消防団</u> ・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携	防災基本計画の修正を踏まえた修正
<p>第1 基本方針 (略) このため、市は、<u>(追記)</u> 地域住民、施設、事業所等による自主防災組織の設置を推進し、その育成に努める。 (略)</p> <p>第3 実施内容 (追記)</p> <p><u>1</u> 自主防災組織 (略)</p> <p><u>2</u> ボランティア団体 (略)</p>	58 58	<p>第1 基本方針 (略) このため、市は、<u>消防団の充実強化を図り</u>、地域住民、施設、事業所等による自主防災組織の設置を推進し、その育成に努める。 (略)</p> <p>第3 実施内容</p> <p><u>1 消防団の充実強化</u> 市は、<u>地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 自主防災組織 (略)</p> <p><u>3</u> ボランティア団体 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
第13節 企業防災の促進		第13節 企業防災の促進	
<p>第2 対策 1・2 (略) <u>(追記)</u></p>	62	<p>第2 対策 1・2 (略)</p> <p><u>3 名古屋地方気象台における措置</u> 名古屋地方気象台は、<u>公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</u></p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第14節 防災知識の普及		第14節 防災知識の普及	
<p>第2 防災広報 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>(追記)</u> 持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	65	<p>第2 防災広報 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正

現 行	ページ	修 正 案	
<p><u>(追加)</u></p> <p>また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>ウ(略) 3・4(略)</p>		<p><u>(ア) 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u> <u>(削除)</u> 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>(イ) 宿泊場所等の確保</u> <u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 訓練等の実施</u> <u>(削除)</u> 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>ウ(略) 3・4(略)</p>	
<p>第3節 情報収集伝達</p>		<p>第3節 情報収集伝達</p>	
<p>第2 気象警報等の発表、伝達</p> <p>1 名古屋地方気象台が発表した特別警報・警報の伝達系統</p>  <p>※ 気象庁から<u>(追加)</u>西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 (略)</p> <p>2～6(略)</p>	<p>86</p>	<p>第2 気象警報等の発表、伝達</p> <p>1 名古屋地方気象台が発表した特別警報・警報の伝達系統</p>  <p>※ 気象庁からNTT西日本<u>(削除)</u>株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 (略)</p> <p>2～6(略)</p>	<p>伝達系統図の更新</p>

現 行	ページ	修 正 案																																																																			
<p>第3 災害情報及び被害情報等の収集伝達 (略) ＜災害対策本部尾張方面本部への連絡先＞ (表中)</p> <table border="1" data-bbox="78 300 913 501"> <thead> <tr> <th colspan="2">県の非常配備体制</th> <th>第1非常配備 (準備体制)</th> <th>第2非常配備 (準備強化体制)</th> <th>第2非常配備 (警戒体制)</th> <th>第3非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)</td> <td colspan="2">災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">勤務時間内</td> <td rowspan="4">防災行政無線</td> <td>防災</td> <td>602-1101, 2432, 2436, 2437</td> <td>総括班</td> <td>602-2901</td> </tr> <tr> <td>消防</td> <td>602-2434, 2438</td> <td>総務班</td> <td>602-1101</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保安</td> <td rowspan="2">602-2433, 2435</td> <td>情報班</td> <td>602-1102, 1105, 1106</td> </tr> <tr> <td></td> <td>602-2428</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急物資チーム</td> <td>602-2271, 2313</td> <td>支援班</td> <td>602-1107, 2211, 2296</td> </tr> </tbody> </table>	県の非常配備体制		第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備			尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)		災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)		勤務時間内	防災行政無線	防災	602-1101, 2432, 2436, 2437	総括班	602-2901	消防	602-2434, 2438	総務班	602-1101	保安	602-2433, 2435	情報班	602-1102, 1105, 1106		602-2428		緊急物資チーム	602-2271, 2313	支援班	602-1107, 2211, 2296	98	<p>第3 災害情報及び被害情報等の収集伝達 (略) ＜災害対策本部尾張方面本部への連絡先＞ (表中)</p> <table border="1" data-bbox="1064 300 1899 501"> <thead> <tr> <th colspan="2">県の非常配備体制</th> <th>第1非常配備 (準備体制)</th> <th>第2非常配備 (準備強化体制)</th> <th>第2非常配備 (警戒体制)</th> <th>第3非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)</td> <td colspan="2">災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">勤務時間内</td> <td rowspan="4">防災行政無線</td> <td>防災</td> <td>602-1101, 2432, 2436, 2437</td> <td>総括班</td> <td>602-2901</td> </tr> <tr> <td>消防</td> <td>602-2434, 2438</td> <td>総務班</td> <td>602-2428</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保安</td> <td rowspan="2">602-2433, 2435</td> <td>情報班</td> <td>602-2211, 2522, 2602</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急物資チーム</td> <td>602-2271, 2313</td> <td>支援班</td> <td>602-2296</td> </tr> </tbody> </table>	県の非常配備体制		第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備			尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)		災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)		勤務時間内	防災行政無線	防災	602-1101, 2432, 2436, 2437	総括班	602-2901	消防	602-2434, 2438	総務班	602-2428	保安	602-2433, 2435	情報班	602-2211, 2522, 2602		(削除)		緊急物資チーム	602-2271, 2313	支援班	602-2296	連絡先の変更に伴う修正
県の非常配備体制		第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備																																																																
		尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)		災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)																																																																	
勤務時間内	防災行政無線	防災	602-1101, 2432, 2436, 2437	総括班	602-2901																																																																
		消防	602-2434, 2438	総務班	602-1101																																																																
		保安	602-2433, 2435	情報班	602-1102, 1105, 1106																																																																
					602-2428																																																																
	緊急物資チーム	602-2271, 2313	支援班	602-1107, 2211, 2296																																																																	
県の非常配備体制		第1非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (準備強化体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備																																																																
		尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階)		災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)																																																																	
勤務時間内	防災行政無線	防災	602-1101, 2432, 2436, 2437	総括班	602-2901																																																																
		消防	602-2434, 2438	総務班	602-2428																																																																
		保安	602-2433, 2435	情報班	602-2211, 2522, 2602																																																																
					(削除)																																																																
	緊急物資チーム	602-2271, 2313	支援班	602-2296																																																																	
第4節 広報		第4節 広報																																																																			
<p>第1 広報活動の内容 (略) 市は、携帯電話等災害時緊急情報提供システム（一宮市あんしん・防災ねっと）及び携帯電話緊急速報メール、<u>地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）</u>の活用を図るものとする。外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語、簡単な日本語による情報提供等も併せて行う。 (略)</p>	101	<p>第1 広報活動の内容 (略) 市は、携帯電話等災害時緊急情報提供システム（一宮市あんしん・防災ねっと）及び携帯電話緊急速報メール、<u>(削除)</u>の活用を図るものとする。外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語、簡単な日本語による情報提供等も併せて行う。 (略)</p>	協定廃止による修正																																																																		
第7節 災害救助		第7節 災害救助																																																																			
<p>第2 救出 (略) 1 (略) 2 応援協力関係 (1) (略) (2) 中部地方整備局及び高速道路会社における措置 国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、<u>(追記)</u>等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のために助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。また、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。 (3)・(4) (略)</p>	117	<p>第2 救出 (略) 1 (略) 2 応援協力関係 (1) (略) (2) 中部地方整備局及び高速道路会社における措置 国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、<u>現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車</u>等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のために助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。また、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うもの (3)・(4) (略)</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正																																																																		

現 行	ページ	修 正 案	
<p>第3 医療救護</p> <p>(略)</p> <p>このため、大規模災害については、より広く他の医療機関等の協力を得なければ対応は到底不可能であるので、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>(追記)</u> 医師会、日本赤十字社、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院等広範囲な協力体制の確立に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 医薬品その他衛生材料等の確保</p> <p><u>医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、調達できない場合は、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達を要請する。</u></p> <p><u>保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。</u>また、一宮市薬剤師会は市の要請に基づき医薬品等の供給に協力する。</p> <p>(略)</p>	119	<p>第3 医療救護</p> <p>(略)</p> <p>このため、大規模災害については、より広く他の医療機関等の協力を得なければ対応は到底不可能であるので、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>災害看護コーディネーター</u>、医師会、日本赤十字社、歯科医師会、薬剤師会、助産師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院等広範囲な協力体制の確立に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p><u>医療救護活動に必要な医薬品等は、管内の医薬品等販売業者から調達することを原則とする。調達できない場合は、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議と調整の上、県保健医療調整本部に調達を要請する。</u></p> <p>また、一宮市薬剤師会は市の要請に基づき医薬品等の供給に協力する。</p> <p>(略)</p>	医療法の改正を踏まえた修正
<p>第4 避難所の開設・運営</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難所の運営管理</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>(追加)</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、迅速適切な措置をとること。<u>(追加)</u></p>	121	<p>第4 避難所の開設・運営</p> <p>(略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 避難所の運営管理</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、迅速適切な措置をとること。<u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u></p>	市民部からの修正 防災基本計画の修正を踏まえた修正 「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正

現 行	ページ	修 正 案	
<p>(9) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気・水道・ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、(追記) 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(12) ~ (13) (略)</p>	<p>123</p>	<p>(9) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気・水道・ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難になった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p><u>(10) 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>(11) 市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) 必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録する(削除)。また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(14) 避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ア プライバシーの確保状況</u></p> <p><u>イ 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u></p> <p><u>ウ 洗濯等の頻度</u></p> <p><u>エ 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u></p> <p><u>オ 暑さ・寒さ対策の必要性</u></p> <p><u>カ 食料の確保、配食等の状況</u></p> <p><u>キ し尿及びごみの処理状況</u></p> <p><u>ク 避難者の健康状態</u></p> <p><u>ケ 指定避難所の衛生状態</u></p> <p>(15) ~ (16) (略)</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正及び環境省ガイドラインを踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>第5 給水（市担当部 上下水道部） （略）</p> <p>1 応急給水 現有する浄水場・配水場の水を利用し、応急給水を行う。 ・給水対象及び給水量 ア 給水対象は、災害により給水施設が損壊して、飲料水が得られない被災者とする。 イ 応急給水量は、次表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量及び運搬距離を定め、確保するよう求める。</p> <p>（略）</p> <p>2 応急給水体制の確立 （1）給水体制 ア 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する必要がある。給水場所は、避難所、定置式給水タンク、飲料水兼用型耐震性貯水槽等での給水を原則とする。 この場合給水体制の班は、あらかじめ市内を地域別に分担し、迅速かつ効率よく重要医療施設（<u>追記</u>）を含め、給水できるよう編成する。 イ（略）</p> <p>（2）（略）</p>	123	<p>第5 給水（市担当部 上下水道部） （略）</p> <p>1（略） 現有する浄水場・配水場の水を利用し、応急給水を行う。 ・給水対象及び給水量 ア 給水対象は、災害により（<u>削除</u>）飲料水が得られない被災者とする。 イ 応急給水量は、次表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量及び運搬距離を定め、確保するよう求める。</p> <p>（略）</p> <p>2 応急給水体制の確立 （1）給水体制 ア 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する必要がある。給水場所は、避難所、定置式給水タンク、飲料水兼用型耐震性貯水槽等での給水を原則とする。 この場合給水体制の班は、あらかじめ市内を地域別に分担し、迅速かつ効率よく重要医療施設（<u>災害拠点病院、救急病院、診療所等</u>）を含め、給水できるよう編成する。 イ（略）</p> <p>（2）（略）</p>	上下水道部より
<p>第7 生活必需品等の供給 （略） 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、（<u>追記</u>）夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p>	124	<p>第7 生活必需品等の供給 （略） 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p>	上下水道部からの修正
<p>第9 応急仮設住宅の設置と住宅の応急修理 災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）し、又は、土石、竹木等の流入の被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置、公営住宅のあっせん及び被災住宅の応急修理（<u>追記</u>）を実施し、住生活の安定に努める。</p> <p>（略）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 被災住宅の応急修理 （略） （1）住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（<u>追記</u>）</p> <p>（略）</p> <p>（2）（略）</p>	128	<p>第9 応急仮設住宅の設置と住宅の応急修理 災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）し、又は、土石、竹木等の流入の被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置、公営住宅のあっせん及び被災住宅の応急修理（<u>ブルーシートの展張等を含む</u>）、を実施し、住生活の安定に努める。</p> <p>（略）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 被災住宅の応急修理 （略） （1）住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（<u>ブルーシートの展張等</u>）</p> <p>（略）</p> <p>（2）（略）</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
<p>（略）</p> <p>（2）（略）</p>	130	<p>（略）</p> <p>（2）（略）</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正

現 行	ページ	修 正 案	
第12節 防疫・保健活動		第12節 防疫・保健活動	
<p>第3 実施内容 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>1</u>類及び<u>2</u>類感染症の患者に対する措置 被災地において<u>1</u>類及び<u>2</u>類感染症の患者が発生した場合は、規則第10条から第13条までに定めるところによる。</p> <p>6 避難所の保健指導等 (1)～(4) (5) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、<u>(追記)</u>被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>7～11 (略)</p>	<p>145</p> <p>146</p>	<p>第3 実施内容 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>二</u>類及び<u>二</u>類感染症の患者に対する措置 被災地において<u>二</u>類及び<u>二</u>類感染症の患者が発生した場合は、規則第10条から第13条までに定めるところによる。</p> <p>6 避難所の保健指導等 (1)～(4) (5) 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p>7～11 (略)</p>	<p>市民部からの修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>
第18節 電気ガス等都市施設の応急対策		第18節 電気ガス等都市施設の応急対策	
<p>第3 通信施設応急対策 ○通信事業者 1・2 (略)</p> <p>3 電話施設及び電話回線に対する応急措置 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第7 ライフライン施設の応急復旧 1 (略)</p> <p>2 ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 <u>(追記)</u> 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。 <u>(追加)</u></p>	<p>162</p> <p>165</p>	<p>第3 通信施設応急対策 ○通信事業者 1・2 (略)</p> <p>3 電話施設及び電話回線に対する応急措置 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第7 ライフライン施設の応急復旧 1 (略)</p> <p>2 ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 <u>及び空路の活用</u> 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。 <u>また、陸路だけでなく、空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

現 行	ページ	修 正 案	
<p>第2 暴力団等への対策</p> <p>1 復旧・復興事業からの暴力団排除 警察は、<u>復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するために、暴力団等の動向把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 暴力団排除に関する広報活動等</u> 暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対して的確な対応を行う。</p>	186	<p>第2 暴力団等への対策</p> <p>1 復旧・復興事業からの暴力団排除 警察は、<u>暴力団等が、被災地において復旧・復興事業に介入し資金獲得活動を行うことを防止するため、暴力団等の動向把握を徹底する。</u> <u>また、暴力団等による被災地における不法行為の徹底した取締りと、関係機関、業界団体等が連携し、暴力団等が被災地における復旧・復興事業に参入・介入することを防止するための取組を推進する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
第3節 国による災害復旧事業に伴う財政援助の確保		第3節 国による災害復旧事業に伴う財政援助の確保	
<p>第3 災害復旧事業費等 (略)</p> <p>1～11 (略)</p> <p><u>1.2 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の2分の1を国庫補助する。</u></p> <p><u>1.3 (略)</u></p>	187	<p>第3 災害復旧事業費等 (略)</p> <p>1～11 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>1.2 (略)</u></p>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正 上下水道部からの修正
第5節 被災者等の再建等の支援		第5節 被災者等の再建等の支援	
<p>第1～第4 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	193	<p>第1～第4 (略)</p> <p><u>第5 中部管区行政評価局における措置</u> 中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正